

③ 高等教育法とその一般法 (エル・サルヴァドル国文部省)

文部省

高等教育国家指導部

高等教育法
と
その一般規定

サンサルヴァドル
1996年 9月

目次

A. 高等教育法

決裁 第522番 考慮中	7
第1章 高等教育について	8
第11章 高等教育施設	14
第1部 高等教育施設の種類	14
第2部 公立の高等教育施設	15
第3部 私立の高等教育施設	16
第4部 高等教育施設の機能の最低必要条件	19
第11章 人事	20
第12章 学生	21
第13章 監視・検閲・評価・適格性評価・登録・信用保証	21
第14章 高等教育審議会について	23
第15章 訴訟と懲罰	24
第16章 一般指示 と 一時的指示	28
第1部 一般指示	28
第2部 一時的指示・廃止・有効性	29

B. 高等教育法の一般細則

第I章	前書き	35
第II章	高等教育施設制度	36
第III章	高等教育施設の登録	42
第IV章	検閲と評価	43
第V章	補充学期	44
第VI章	高等教育審議会	45
第VII章	一時的な処置	48

決裁第522番

エルサルヴァドル共和国の国会は、
以下のことを考慮している。

- I. 共和国憲法の第61箇条に、高等教育は、特別な法律によって施行される
とある。そして、その特別な法律は、エルサルヴァドル大学や他の公立大
学の組織や機能のため、私立大学の創立や機能のため、公立・私立の専門
学校の創立や機能のために、総原則を持つべきである。
- II. 高等教育に関する現行の法律は、そのような事柄の効果的な調整にとって、
また高等教育施設の民主的機能や見合う学術的レベルを監視する国家機能
の正しい営みにとって、不適當である。
- III. 高等教育施設は、社会進歩をしたり、文化の維持・研究・奨励・普及をす
るセンターであり、国の発展の推進や社会の構成員の豊かな生活のための
道具であることを保証する基準を公布する必要がある。
- IV. すべてのエルサルヴァドル人が、知識全般を批判でき、その知識が役に立
つよう、知的・文化的・精神的・道徳的・社会的次元における人間の完全
な発展に貢献しなければならない。

ゆえに、

憲法機能の慣例において、文部大臣と以下の国会議員を通じて、共和国大統領
の主導権によって、

ロベルト セラノ アルファロ、 オスマン ロベス エスカランテ、 アルフ
レッド アンゲーロ デルガード、 レイノルド キンタニーヤ ブラド、
エルベルト マウリシオ アギラル、 ノルマ フィデアリア グバラ デラ
ミリオス、 オスカル サムエル オルティス、 イルヴィン ロドリゲス、
ヘスス ギエルモ ベレス サルコ、 フランシスコ ギエレモ フローレス
ベレス、 ロドルフォ アントニオ エレーラ、 リサンドロ ナバレッテ カ
バエロ、 マルコ アルフレッド ヴァヤダレス

以下のことを決裁する。

高等教育法

第1章 高等教育について

法の目的

第1条 この法律は、教育を分け与える公立・私立の高等教育施設の 創立や機能など、特別な方法で規制することを目的としている。

高等教育の機能

第2条 高等教育は、教育・学問の追求・社会プロジェクトの3つの機能より成り立っている。

教育とは、専門家に育成するため、知識を伝え学生の中にある研究や解釈する能力に目覚めさせようとすることである。

学問の研究とは、学問や社会の現実を豊かにするための新しい知識の組織だった調査をいう。

社会プロジェクトとは、学術的仕事を現実社会の中で活かす方策である。

高等教育の構成

第3条 高等教育とは、中等教育以後のすべての育成組織をいい、技術教育や大学教育も含む。

技術教育の目的は、科学や人文学のいろいろな分野の知識と技術奨励で、専門家や専門のある技術者の育成やその資格を与えることである。

大学教育は、科学・芸術・文化・技術において、規律の行き届いた勉強で、理科系や文化系の大学の経歴をつくるものであり、大学の学位をとるように指導する。

高等教育の学位

第4条 高等教育の各レベルに相当する学位は以下にあげるとおりである。

- a) 技術者 (36%)
- b) 教師
- c) 専門家 (6%)
- d) 学士・工業技師・建築家 (1%)
- e) 修士
- f) ドクター

学位は、それを受ける人がとっているコースに相当する。

このような学位を得るには、相当する履修計画に合格し、決められた卒業条件を満たすことが不可欠である。

専門学校は、ただ技術者の資格を与えることができる。より高いレベルの専門施設や大学が、この項で制定される学位を与えることができる。

評価単位システム

第5条 勉強過程で払った努力を基に、学生が積み重ねた単位を数に表すため、評価単位システムの義務を設定する。

各評価単位は、教授に付き、1学期の16週間において、1時間50分の授業で、最低20時間の勉強に相当する。

通信教育を利用する時は、文部省が、前もって高等教育審議会に相談し、この必要条件を満たすかを決定する。

修得単位率

第6条 学生の勉学への努力を数に表すために、修得単位率のシステム（CUM）がある。CUMは、卒業のための必要条件に関係し、各施設により判断される。

修士単位は、評価単位をかけたもので、各科目の最終評価である。

修得単位率は、修得単位の合計を合格した学科の評価単位合計で割った商のことをいう。

技術者の学位

第7条 技術者の学位は、理科系であり文科系であり、芸術であり特殊技能であり、知識や技能の実用のために必要なすべての基本的見地を理解するための履修計画を修得した学生にわたされる。

技術者の学位をとるための履修計画は、最低2年以上最低64評価単位がなければならない。

教師の学位

第8条 教師の学位は、文部省によって許可された教育者育成のための履修計画を修得した学生にわたされる。

教師の学位をとるための履修計画は、最低3年以上最低96評価単位がなければならない。

専門家の学位

第9条 専門家の学位は、技術者よりも深い履修計画を修得した学生にわたされ、最低4年少なくとも128以上の評価単位がなければならない。

学士・工学技師・建築家の学位

第10条 学士・工学技師・建築家の学位は、知識面か専門的技術のすべての基本的見地を理解するのに必要なカリキュラムを修得した学生にわたされる。

学士・工学技師・建築家の学位をとるための履修計画は、5年で、最低160評価単位がなければならない。

修士の学位

第11条 修士は、専門の遂行のためや、研究や教育のための専門能力を発達させたもので、学士・工学技師・建築家以上の特別な専門職である。

修士の学位を取るための履修計画は、少なくとも2年以上で、最低64評価単位がなければならない。

ドクターの学位

第12条 ドクターは、学士・工学技師・建築家・修士以上の育成レベルにある。学術的・創造的・研究的・教育的仕事の発達の目的で、学問の知識を推進するためにある。

ドクターの学位をとるためには、少なくとも3年以上最低96評価単位の履修計画を達成しなければならない。

事前の他の学位がなくても、ドクターの学位の志願者は、評価単位の合計を少なくとも224単位とった場合のみ、ドクターの学位を有することができる。

拡張授業

第13条 すべて的高等教育施設は、コースや特別活動を通して、拡張授業を行うことができる。

この授業のために高等教育施設が発行する証明書や卒業証明書は、その活動の主催するものにより署名されるもので、学位と同等の学位の評価単位には、加算されない。

高等教育に入学するための必要条件

第14条 高等教育の勉強を始めるための入学条件は、以下のとおりである。

- a) 高等学校卒業証明書がある。または、国外で所得され、国内で法的に認められた同等の学位の保持者であり、かつ
- b) 志願者を受け入れる高等教育施設が出す入学のための条件を満たすこと。

同等について

第15条 国外の高等教育施設で正規の学問を修得したものは、その学問は、イル・サルヴァドル国の高等教育施設で与えられるのと、同じものに相当するこゝに認められ手続を求められることである。ただし、学歴を保証する書類は、認証されているだけなければならない。

イル・サルヴァドル国の高等教育施設で、学問を修得した者は、国内の他の施設で求められる同等の学問に相当するこゝの手続を求められる。

卒業のための必要条件

第16条 高等教育のどのレベルにおいても卒業課程を始めるための必要条件は、次のとおりである。

- α) 期待されている履修計画のすべての教科を修得していること。
- β) 免状を出力施設が卒業法規や規定にある必要条件を満たしていること。
- γ) 用別規定の規則どおりにソーシャルサービスをしていること。
- δ) 学位を授ける施設で、最低32評価単位を保證する専科を修得していること。

編入

第17条 文部省は、国外で勉強を終えた専門家を本国人に似外国人に似、公立や私立の高等教育施設に、学習コースや施設の適性に合わせ、編入することが出来る。

文部省は、このための手順を設けた法規を発表する。

終了証

第18条 高等教育施設は、値士れり単位に相当する免状を出力する。

前述の免状には 法規に評述されるサインと印が押される。

第II章 高等教育施設

第1部 概略

高等教育施設の種類

第19条 高等教育施設は次のとおりである。

- a) 専門学校
- b) より高いレベルの専門施設
- c) 大学

専門学校は、科学・芸術・人文学の各専門分野において技術者を育成するためにある。

より高いレベルの専門施設は、科学・芸術・特殊技術の専門家を育成するためにある。

大学は、科学・芸術・技術の分野において、規律のいきとどいた勉強で、学術的育成の指導をするためにある。

付属施設と地方センター

第20条 高等教育施設は、目的を達成するために必要な付属施設・学校・研究センター・ソーシャルプロジェクトを作るべきである。

法規の基準が、その可能性を明かに認め、文部省がそれぞれの実現性と運営の可能性の調査を認めたら、地方センターが作られる。

講座の自由

第21条 高等教育施設には、講座の自由がある。上記の自由を制限する公的権威や人たちは、法どおりに自分の行動に責任を持たなければならない。

高等教育施設の自治制

第22条 エル・カレッジ・カレッジ大学や他の公立大学は、教育・経済・管理面で、自治制がある。

私立の高等教育施設は、公法の法人団体の適切な修正した上で、上記の面での自由がある。

公立・私立大学は、次の制限が与えられている。

- a) 教育・研究、ソシアルプロジェクト・展習計画とカリキュラムの案、法規や規定（人事面も同じ）の機能の仕方を決めること。
- b) 管理責任者を選ぶことと資産管理や校内の法的文書と発表すること。 312
- c) 目的を達成するために、法律と、各自の法規と規定に由り、独自の手法をとること。

第2部

公立の高等教育施設

第23条 公立の高等教育施設は、法内人格と独自の資産をもち、公法の法人団体である。

公立の高等教育施設は、場合により国会決裁か、教育部門の内閣決裁により、創立される。

予算決定と検察

第24条 毎年、公共予算に、研究を奨励し、資産を保護・増進するための必要経費として、公共大学維持費の分配予算が計上される。

公立の高等教育施設は、其の国勘定裁判所の検査に従わう。

公立の高等教育施設で働く者の間は、自分の業務の中で随分越権の代わりに自分の責任の基準に従う。

第3部 私立高等教育施設

私立高等教育施設の法律上の性質

第25条 私立の高等教育施設は、永続的な性質で、もうけを目的とし、公益事業の団体である。創設の目的を實現するために遺産を使うことができ、教育の質と施設の向上や、ソシアルプロジェクトを拓ける目的のため研究に拠金を使うことができる。

私立の高等教育施設は、動産や不動産の利用やサービスを提供することで、遺産を増やすことができる。

私立高等教育施設の創設

第26条 私立高等教育施設の創設は、その目的を求め、法案を認めながら、設立者と後援者が新しい団体の創立に協力しようとする公正証書について行われる。

新しい私立高等教育施設の認可

第27条 私立の高等教育施設を設立したいものは、前条で言及した創立のための公正証書と、実現性調査結果と法案のコピーとともに、その許可願いを文部省に提出しなければならない。

実現性の調査の必要条件

第28条 実現性の調査には次のことが必要である。

- a) 新しい施設が、国の必要としているものに答えるべき客観的理由。
- b) 質の高い教育を保證する教育計画案と、これらとの乗。
- c) 衛生状態と教育に必要で、学習の発展に合った状態を考えた施設設備の設計図。
- d) いい学術的仕事を保證する頼りにできる援助源の目録
- e) 学術的に信用しうるという評述をついた新しい施設当局者の名簿
- f) 学術的体制と経済的体制の計画
- g) 展開する行事計画や、研究計画や、7-30プログラム

実現性の調査には、この項の b・c・d で設定されたことを展開する実行予定表をつければならない。

私立高等教育施設の仮認可

第29条 第27条で言及した願書や書類を省けとすると文部省は、調査し、法で要求された書類が揃っているならば、高等教育審議会に意見を述べ

文部省は、願書を受け入れると、教育部門の行政決議を通し、新しい施設を仮に認可する。そして、実現性の調査の実行計画を遂行する期間、存続する。その行政決議は、その施設に法的認知を与える。

私立高等教育施設の最終認可

第30条 実現性の調査で取り止められた実行案を隊行したとき、その施設を文部省に最終認可を願ひ出すことができる。これに教育部門の行政未議は、前述の案の隊行は法律や法規の必要条件の隊行を証明するたゞに、施設設備の事前検閲を決定する。

期限が守られない場合

第31条 私立高等教育施設の仮認可校は、実現性調査に規定された実行案を果すたゞに最高2年の新しい期限を願ひ出れる。

もし文部省が期限の延長願ひを不合理と判断したり、または、規定の期限内に実行の予定を守らなかつたと判断したとき、事前の高等教育審議会の意見で、その施設の仮認可を取り消し、解散を命じらる。

最終認可なしの教育行為の禁止

第32条 文部省からの最終認可なしで、高等教育施設が教育行為を始めるときは、禁止されている。同じように事前の認可なしで、新しい教育コースを始めるとも禁止されている。

最終認可以前、または、認可前の新しい教育コースで受講した学科の証明書・学位は、何の価値もなく、国内のいかなる高等教育施設においても、それを認めない。

学生は、これによつてみこす損害賠償の権利があり、その施設の当局者が負ける刑罰の不名誉は受けない。

寄付者の機関

第33条 援助者の寄付を受ける私立の高等教育施設は、これか自然人にし、法人にし、これとは独自に活動する。寄付者の機関とは、資金にあつるか、不動産にあつるか指示された用途以上の何の義務もない

第4部. 高等教育施設の機能の最低必要条件.

第34条. 高等教育施設がその質を維持するに必要の最低必要条件は、次のとおりである。

- a) 最低1つの技術者コースを提供すること、技術・科学・人文学に網羅するより高レベルの専門コースを提供すること、科学・人文学・技術部門を均等にカバーする最低5つのコースを提供すること、これとこれと、これとこれと専門学校より高いレベルの専門施設は、大学によって異なる。
- b) コースレミターは余剰に合、プログラムというように各学位に合、承認された履修計画を準備すること。
- c) 教授は、これに相当する学位と担当する教科の専門的知識を保持、これとこれとこれとこれと。
- d) 提供する分野で、1年に少なくとも1つの研究プロジェクトを要すること。
- e) 適切な建物・図書館・実験室・実験区域・適当な実習センター、これに、教育活動や研究の発展に必要なものを整えること。また、最終目的の完全な遂行を保証する管理部を整えること。
- f) 5人の生徒につき、フルタイムの教員を要する、パートタイムの教員を要する、最低1人の教員につき、これと、75人の生徒につき、最低1人のフルタイムの教員が要する。

g) フルタイムの教員は、研究プロジェクトに携わり、直接生徒に助言するべきである。

高等教育施設が通信教育を行う時、この項で設けられる条件が与えられているかどうか、文部省の高等教育施設を監視する。

第三章 人事

教員

第35条 高等教育施設において教員は、教育、研究、その他プロジェクトに携わる人で構成される。

高等教育施設の教員は、日本人であるか、外国人であるか、最低担当する学位と、担当する学科の専門知識をもつていなければならない。

事務員

第36条 高等教育施設には、事務、サービス、教育活動を助ける仕事をする人員が必要である。

各役割のルールと、法規と規定の中で高等教育施設が制約される他のいかなるものにも従うことなく、教員と事務員の関係は、それぞれのメモリによって決められる。

第四章 学生

権利と義務

第37条 高等教育施設^の学生は、^{また}この権利と適切な学術的、文化的、芸術的、社会的教育^に与^る権利がある。そしてまた、この法律^や高等教育施設^が制定^{する}法規^や規定^に従^う義務がある。

経済的に苦しい高等教育施設^の学生は、この法律^の規定^に与^ると^り各施設^が公^の経済的援助^に与^ること^ができる。

この学生も、人種、性別、国籍、宗教、親^や夜見人^の結婚^の性質、社会的、経済的、政治的^な違い^{により}入学拒否^{され}ること^{はない}。

学生は、学生^{として}この権利^を与^るため^に、負担^を作る権利^{をも}っている。

第五章 監視・検閲・評価・適格性評価・登録・信用保証

監視

第38条 文部省^が、この法律^が遂行^{されている}か見守^る責任機関^{である}。

検閲と評価

第39条 文部省^は、高等教育施設^がこの法律^を遂行^{している}か^を確^{める}ため^に必要^だと思^{われ}る検閲^をする。そしてこの施設^の教育^の質^を証明^{する}ため^に定期的^な評価^をする。

文部省は、最低 2年に1回、高等教育施設の評価をする。そのために、他の鑑定人の業務と契約をする。この評価は、高等教育審議会の協力を得て行われ、結果は、広く公にされる。

文部省は、毎年、教育の質・計費・建物設備・入学の条件などの高等教育施設の適格性評価をする。この適格性評価は、広く公にされる。

登録

第40条 文部省は、国内に存在する高等教育施設の登録簿をもち、これには、法に承認された文書・当局者とその従業員・サイン、印、その施設が総行する免状などが示されている。

信用保証委員会

第41条 文部省に任命されたものとシテ、教育信用システムを適用する機能をもった、教育の信用保証委員会を作る。

教育の質の信用保証委員会は、その施設の代表者でもなく、有能で正言な公証人で成り立ち、文部省と高等教育審議会に、4年の任期で任命される。特別規定がその構成と機能を規定する。

教育の信用保証

第42条 この法律で制定されている必要条件を満たす施設が自発的に申し入れた施設が教育の質の適格性評価をするために信用保証委員会が使う一連の評価で、信用保証をする。

検閲の義務

第43条 この項で示された指示を有効に果たすために高等教育施設は、文部省の検閲と評価を行う。文部省は施設に十分に果たすために必要な情報の書類を

融通する義務がある。

第Ⅵ章 高等教育審議会について

高等教育審議会の創設

第44条 高等教育の質の維持と発展のために、文部省の諮問機関としての意志を具し、高等教育審議会を設置する。

この法律において、高等教育審議会を審議会と称することができる。

高等教育審議会の役割

第45条 高等教育審議会の役割は次のとおりである。

- a) 文部省と調整して内部の決まりを作る。
- b) 高等教育施設の一次的な最終的認定、またその解散の決定をする。
- c) 文部省に高等教育施設の向上政策を提案する。
- d) 高等教育施設の検閲・評価・適的性の評価の点で文部省を助ける。
- e) 文部省が要請した意見を意見を伝える。

高等教育審議会の構成

第46条 高等教育審議会は、次のとおり構成される。

- a) 文部省から2人の代表者

b) エルサルヴァドル大学からの1人の代表者

c) 私立大学からの3人の代表者

d) 専門学校からの1人の代表者

e) 私立企業組合からの1人の代表者

f) 専門家組合からの1人の代表者

前述のa)・c)・f)で記された構成員は、いかなる高等教育施設の従業員や教員であってはならない。

この法律の一般規定は、構成員の選び方やその議会日当など、審議会の構成や機能を規制する。

高等教育審議会の構成員の必要条件

第47条 高等教育審議会の構成員の必要条件は次のとおりである。

a) エルサルヴァドル人であること

b) 大学の学位があること

c) 高等教育の広い知識があること

第四章 訴訟と懲罰

訴訟

第48条 文部省が高等教育審議会に対して出されたすべての請求は、これに関して、つまり一時的または最終的認定や法的文脈の承認やその他のこの法に関することなど、最高90日間のうちに解決されなければならない。

もし、それらの該当機関が、前述の期間内に決議を為さしないうたす、再請した施設によつて求められた方向で、その再請の認可をされたことにする。そして、その場合、官報か本国の主要新聞に公表される。

未許可行動への懲罰

第49条 高等教育施設が、文部省によつて出される許可以前に教育活動を始めれば、一時的認可も取り消され、解散の命令が出される。

高等教育施設が、承認のないままに教育活動を拡張、開始した場合、また、文部省の許可なしに分校を設立した場合、その行為の即座停止命令が出され、その責任者に違反の度合いに合わせ各自最低賃金の1か月から300月分の罰金に課せられる。

差別への懲罰

第50条 前述の第37条第3項にあり、高等教育施設に侮辱をかけたと感じるものは、それを摘発するため文部省に訴えることができる。

文部省は、3日間摘発をうけた施設のいふかを知り、もしその過失を認めないならば、毎日週末から8日間、証明するための裁判が開かれる。その中で双方は、自分の主張を証拠をもつて陳べ、証明しなければならぬ。

前述の期間が終わると、その証拠をもとに、文部省が決議を述べ、

もし文部省が告発人に正当性を認めるとする、その施設に学生へもたされた損害を正し、その差別の責任者各自に、違反の度合いに応じ、最低賃金の1か月から300月分の罰金を命ずる。

前述の項目に共通する指示

第51条 文部省に言いわたされた期間内に前述の項目どおりに課せられた罰金を払わない場合、その責任当事者のいる高等教育施設の活動は、停止になる。

罰金判決の書類が、執行効力をもつ。

懲罰

第52条 この法律と規定の違反者は、その度合いに応じて、文部省に制裁を加えられる。

a) 私書による制裁

b) 公書による制裁

c) 高等教育施設としての機能許可の一時停止

d) 機能許可の取り消し

停止または取り消しの効力

第53条 高等教育施設の機能が停止または取り消されると、その活動は、停止の原因に当たった異常を改めるためか、取り消された施設の適切な活動を終わらせるために必要と見られる未解決の活動を終わらせるために不可決の行為だけに限られる。

公正高等教育施設の場合は、原因に当たった人の活動だけが、取り消される。

懲罰課税の課程

第54条 懲罰を加える課程は、違反の日、当事者の申請による理解した上で文部省により、正式に始められる。

文部省は情報を集め始め、通告のあつた日を含む、祭日と週末以外の3日間の期間で違反容疑者の聴取を行う。

聴取の期間が終つると、報告者の出席のあつてもあつても、祭日と週末以外の8日間内、証拠収集が始まる。証拠は公式に手に入れられ、それらの評価は、完全な鑑定法に従う。

証拠集めの期間が終つると、判決が公表され、当事者に報告される。

控訴

第55条 この章で示された文部省による判決の日、知事その他の次の日から3日以内に、控訴できる。

控訴が認められ、控訴人が自分の権利を表明するよう、事務係のものが、日時を指定する。控訴人が証拠公開を求めれば、判事がその代理人は祭日週末あつた8日間を与える。この期間に控訴者が提出するものを受け取り、有益だと思われればその通り。訴えと同様の期間が、この場合、証拠集めの期間が終つると、権利に応じた判決が下される。

第五章 一般指示と一時的指示

第一部 一般指示

履習計画とカリキュラム

第56条 履習計画とカリキュラムは、法規に従い各高等教育施設が作るべきである。私立施設の場合は、文部省の認可に従うべきである。

教育者に与るための履習計画とカリキュラム

第57条 教員養成のための履習計画とカリキュラム・国定教育システムの様式に文部省によって決定される。

文部省はさらに、教育に要求されることと、前項の履習計画とカリキュラムを施行する施設が集まるべき最低の必要条件を決定する。

文部省の認可なしに、この高等教育施設も、教員養成の公式履習計画とカリキュラムを提供できない。

高等教育施設の解散

第58条 高等教育施設は、その創立により、法の決裁や行政の決裁によって解散せられる。

私立高等教育施設の解散は、その法規どおりに責任者がとり、その決議により自然的に始まる。または、法と規定のルートを満たすことのためか、施設評価結果をもとに文部省が公布した科学的研究・社会プロジェクトの教育上の質の低下が原因のため、文部省によって命じられる時、行政決議により余儀なく始まる。

施設の検閲と評価が、この法律に示された解散の理由のどれかに当てはまると認められた時、文部省により、高等教育施設の解散が通告が公式に始められる。

官報の発行

第59条 高等教育施設の一時的な最終的認可・解散の決議や裁断は、法規・内部規定・カリキュラムの認可は、官報に公開され、公開の日後に有効となる。

第2部. 一時的指示・廃止・有効性.

エルサルバドル大学

第60条 エルサルバドル大学は、この法律に反しない範囲で、その組織法と他の内部指示により、治められる。そしてこれには、この法律が有効になるから最高2年の期間で、文部省に新しい法的書類を提出しなければならない。

その他の公立高等教育施設

第61条 その他の公立高等教育施設は、この法律に合った新しい法令が認可されるまで、現在有効な法規と規則により、治められる。

前述の施設は、この法律が有効になると2年以内に、認可を受けるために文部省に新しい法的書類を提出しなければならない。

認可済みの私立高等教育施設のEduの一時的制度

第62条 この法律が有効になると私立高等教育施設は、文部省により合法的に認可されると見做される。そして、有効とされ、2年以内にその法規とその他の法的書類をこの法律に合わせなければならない。

この法律が有効となる前に、文部省に機能許可を求めて教育活動を始め法的認可のある私立高等教育施設は、これを続けられる。また1年の期間に文部省に新しい法的書類案を提出し続けなければならない。

この条項の第41条と第42条で示されたことは、この法律が有効になるとから3年以内に実施される。

最低必要条件

第63条 この法律の第34条にある設立機能の最低必要条件を満たすためにすでに存在する高等教育施設は、法律が有効になるとから最高2年の間と有する。

認可過程による私立高等教育施設

第64条 この法律が有効となる時、高等教育創設のために認可要求手続途中の自然人と法人は、この法律で規定されたものに心をこめるべきである。

第一代高等教育審議会の仕事

第65条 この法律が有効になるとから60日以内に、第46条で示されている機関は第一代高等教育審議会を設立するために正規の代理人と補欠者を任命し続けなければならない。

公立と私立の高等教育施設から正規の代理人と補欠者の任命は、この時だけ、文部省が決定する。そして文部省は、就任のために彼らを招集する。

規定

第66条 この法律の一般規定は、それが有効のなつて90日の期間内で、共和国大統領によって公布される。

廃止

第67条 1965年3月24日、法令第244条で発表され、同年同月30日、官報62号206巻に公表された、私立大学に関する法律は廃止となる。この法律に反するその後の改革やその他どんな裁量も廃止となる。

第68条 この法律は、官報に発表後8日目に有効となる。

国会議事堂の青の間にて所与、

サンサルヴァドル 1995年11月30日

メルセデス グロリア サルグェロ グロス
議長

アナ グァダルベ マルティネス メンデス
副議長

アルフォンソ アリスティデス アルヴァレンガ
副議長

ホセ ラファエル マチュカ セラヤ
副会長

フリオ アントニオ ガメロ キンタニーヤ
副会長

ホセ エドゥアルド サンチヨ カスタネーダ
書記

グスターボ ロハリオ サリーナス

書記

カルメン エレナ カルデロン デ エスカロン

書記

ウオルター レネ アラウホ モラーレス

書記

レネ マリオ フィゲロア フィゲロア

書記

大統領公邸

サンサルヴァドル 1995年12月7日

公布すること

アルマンド カルデロン ソル

共和国大統領

セシリア ガヤルド デ カーノ

文部大臣

高等教育法

の

一般細則

決裁 第77番

エルサルバドル共和国の大統領は、以下のことに考慮している。

1. 1995年11月30日付けの立法決裁第522番は、1995年12月20付けの官報236号326巻に発表され、「高等教育法」として承認された。
- II. 示されているルールや原則は有効に遂行されたのに、前述の法律の細則は発表する義務がある。

ゆえに、

法定権限の使用において、

次のことに決裁する。

高等教育法の一般細則

第1章 前書き

目的

第1条 この細則の目的は、高等教育法、今後「法律」と呼ぶことに可及、の適用を促すこと、保証することである。

責任

第2条 「法律」は、文部省に託した責任は、高等教育国家指導部を通して行われる。また、そのために必要は管理機構をもつ。

懲罰を課すための責任

第3条 「法律」の第7条で見た懲罰は、法律どおりに高等教育国家指導部を介して課せられ、文部省に控訴できる。

第II章 高等教育施設制度

新設私立高等教育施設の一時的認可の要請

第4条 新設高等教育施設の承認希望者は、高等教育国家指導部に以下の書類を添えて、相当する要請書と提出すること。

- a) 法人団体の創立の公正証書の証人
- b) 「法律」の第27条と第28条に言及される実現の調査
- c) 「法律」の第28条の終わりに言及される活動執行プログラム
- d) 施設の法規案の写し

前述のフルパッケージで示された書類は、写しを2部添えて、原本を提出すること。

「法律」に設定される必要条件の書類が揃っていない場合は、足りないと認定し、つくりだすために、高等教育国家指導部は、申請者に適切な忠告をすることができる。もし問題がなければ、前述の指導部は、実現の調査と実行予定表を評価し、30日間、高等教育審議会に聴取を命じる。

前述の期間が終わり、そして、高等教育審議会の意見が、20日以内、高等教育国家指導部は、要請の承認について判断できる。文部省は、判断が好意的である時、一時的認可の行政決議を发表できる。

私立高等教育施設の最終的認可申請

第5条 新しい施設に許可された活動執行プログラムが終了し、その施設当事者は、前述のプログラムの遂行を証明するために必要と思われる書類を高等教育国家指導に提出し、最終的認可申請をする。

より正しい決定を下すため、高等教育国家指導局は、必要と思われる書類を請求する計画、法の必要条件、その施設の法規の遂行を証明するために、必要と思われる調査と施設の設備の検閲をし、高等教育審議会に報告する。

高等教育審議会は、30日の期間内にその報告についての見解を發表する。より正しく証明するため、自らまたは施設設備の新しい検閲に当たつたものに承認して承認する日と、必要と思われる書類を請求するこゝからである。

前述の期間が過ぎ、高等教育審議会の見解を受けつて受け取つても、文部省は、新しい施設の最終認可か一時認可の取り消し命令か、施設の解散命令か行政決議を發表する。

公式検閲

第6条 活動執行プログラムが可能な近期期間が終了し、その団体は最終認可の再請求をしなければ、高等教育国家指導局は、一時認可の取り消しと施設の解散命令のために、前述の項で認められた公式の検閲をし、「法律」とおりに行動する。

私立高等教育機関の付属施設創立の認可

第7条 私立高等教育施設は、高等教育国家指導局に、学部・学校・地方センター
及び、新しい教育付属施設の新設に必要の認可を申請する。

申請施設は、高等教育国家指導局に、次の書類を添え、付属施設の新設認可申請を提出する。

a) 付属施設創立を決定した施設の当局者の決議証明書。

b) 新しい付属施設の実現性調査

c) 新しい付属施設の新設の設備や機能を実現する活動執行プログラム

d) 新しい付属施設の新設に於ける規定の遵守

高等教育国家指導局は、申請者にこの細則の第4条から第6条に
規定される手順を要する。

高等教育施設は、法の義務に於いては、科学的研究や社会プロジェクト
の遂行のため、付属施設やプログラムを考慮に入れるべきである。しかし、
付属施設の新設や教育の性質の他のことのために、高等教育国家
指導局の認可は必要である。

また、大学の拡張センターやそのカリキュラムの開始のために、指導局の認可が
必要とされる。けれども高等教育施設は、登録するためには文部省に
その開設に関係する付属施設の新設を取り消すことを知らせる。

私立高等教育施設の新設計画とカリキュラムの承認

第8条 私立高等教育施設は、その新設計画とカリキュラムについての高等教育
国家指導局の承認に従う。

認可の申請を受理し、高等教育国家指導局は、30日の期間で高等教育審議会
に聴き取りを命じ、審議会の意見を受理し、受け取らなくても申請について
承認する。

38

新しい付属校の認可手続のような承認要請 である新しい機関は、承認要請で計画する学部の履習計画とカリキュラムの承認を願うことかである。この場合はこの細則の第4条にある期間を決定する。

履習計画とカリキュラムの検査基準

第9条 履習計画とカリキュラムの検査において、高等教育国家指導局と高等教育審議会は、高等教育施設にある教壇の自由を尊重しなければならない。しかし、学問を教える上で問題があれば、前述の履習プログラムとカリキュラムの遂行義務を観察することかである。

履習計画とカリキュラムの観察には、正統な理由がなければならない。

教員養成履習計画とカリキュラムの承認

第10条 教員養成のための履習計画とカリキュラムの承認は「法律」第57条に設定されたものに準ずる。

公立と私立の施設は、前述条項で規定された認可に準ずる。

新学部開始のための必要条件

第11条 この細則の第14条から第16条にある必要条件の遂行が明らかであるという高等教育国家指導局の事前評価なしに、私立高等教育施設は認可された新しい学部と学科を開始できない。

承認期間

第12条 高等教育国家指導局は、新しい施設の一時認可は最終的認可の課程においてこの「法律」の第48条で規定された期間に、付属施設の新設と新しい履習計画・カリキュラムの承認を果たさなければならない。

公立高等教育機関に關係するノルマ。

第13条 公立高等教育機関は、自分の付属校の創立の承認をし、展覧計画、加わらうもの評価をし、承認する。しかし、「法律」第59条に依りて官報にその承認の決議を公布し、登録するに由り、高等教育國家指導に通告しなければならぬ。

建物の設備

第14条 公立と私立の高等教育施設の設備は、建築法の基準・健康法の安全と健康のための必要條件・教育部門の要求に依りての物的基準と教育的基準を満足していなければならぬ。

文部省の建築設備部が高等教育施設の設備の評価をする。

図書館

第15条 「法律」第34条の「E」の遂行で、高等教育施設には、参考書や学習のための他の教材がある。国際的図書基準に依り、規定に依りての設備と目録作りを有する図書館がなければならぬ。教材は、展覧の学科と学生数に合致しなければならぬ。

図書目録は、公共の場で、整理系が電子データで利用者への用途ができていなければならぬ。

図書館には、用途に依りての設備と図書の専門の資格を有する人がいなくてはならぬ。

教員養成のための設備

第16条 余剰室・余剰E=9-・余資E=9-その他特別の設備が必要な学科の履習計画とカリキュラムの承認のために、一次認可のために、それらの条件の強張を、最終認可の前に、それらの設備の存在証明をする。

規定文書の公布と登録

第17条 公立高等教育施設の新設の取り消しの決裁・私立高等教育施設の一時的・最終的認可の取り消し・私立、公立施設の新設計画とカリキュラムの承認案議のような法規の原本は、官報に公表される。

官報の公布は、当該高等教育施設が払う。法規設定の手数料と前述公布の価格とがある。

活動に関すること・付属施設・卒業・ソーシャルサービス・規律などの高等教育施設内の規定は、高等教育国家指導局の認可に縛られる。しかし登録のために報告しなければならない。

大学当局は、登録のために事前に高等教育国家指導局に報告しなければならない。内部の規定基準の存在を文部省に申し立てることができる。

第三章 高等教育施設の登録

登録の創立

第18条 「法律」の第41条と別に、高等教育国家指導部は、高等教育施設の登録を組織する。

登録内容

第19条 高等教育施設の登録において、国内の各公立、私立高等教育認可施設は、以下のことと書いた書類を送る。

- a) 各施設の創立・一時認可と最終認可・取り消しの書類
- b) 各施設の付属校創立決議の写し
- c) 履習計画と加付する認可決議の写しと原本
- d) 各高等教育施設内の規定
- e) 各施設の当局者選任の証明書と各人の専任的委任状
- f) 前述の e) で述べた当局者のサインと各施設の印
- g) 各施設が発行する免許状の登録

情報請求する権限

第20条 登録簿に入りの情報を求め、いつも現泉に即座に求めらるべき高等教育国家指導部は、定期的に、高等教育施設に情報を請求する。

高等教育国家指導局は、国内の高等教育に関する統計を求め得る仕事をする。

登録の公開

第21条 高等教育施設に登録簿は、公開され、衆味のあつた人口詣でも相談できる。

第四章 検閲と評価

第22条 高等教育国家指導局は、施設が法的、学術的必需条件を満たしているかを監視するため、高等教育施設の検閲、評価課を相徴する。

この検閲、評価課は、法・規定、学術的基準を満たすとい高等教育施設に下された布告の真相を明らかにするため必要な検閲をするところからなる。時に「法律」の第32条にある指示の遂行を見る。

定期的評価

第23条 高等教育施設の検閲、評価課は、高等教育審議会と協力して、「法律」第39条にあるとおり、高等教育施設の年間評価計画を作る。

特別サービスの契約

第24条 有益だと思われる時、高等教育国家指導局は、高等教育施設の評価をする外部の専門家をやうことかできる。

検閲の権限

第25条 この細則の第23条が言及する検閲計画を遂行するに、また、法・法規・学術的必需条件を満足しているかを見るために必要だと認められる時、公的又は、当事者の請願により、高等教育施設は、検閲・評価課は、内部又は外部の専門家を使い、高等教育認可施設の設備・本・学術的記録の検閲をする権限がある。

高等教育施設の適格性評価

第26条 高等教育施設は、検閲・評価課 または、外部の専門家によって成された検閲の結果は、施設の適格性評価に使われる。

評価の公布

第27条 高等教育施設国家指導局は、毎年始めの3ヶ月以内に、高等教育施設に行われた適格性評価の結果を公布する。

文部省は、前述の適格性評価公布の常備組織を作る。

第5章 補充学期

第28条 高等教育施設は、補充学期に教科を教えることになっている。FELの学期は、最低6週間を「法律」の第5条2項目に設定されている時間に相当しなくてはならない。そして、単位評価の形になる他の条件を満足しなくてはならない。

第29条 高等教育施設は、各学生につき最高6単位評価のあとで、1年につき1度だけ補充学期をもつことになっている。

第30条 補充学期に教えられた学科は、教育活動の延長期間を必要とせず、その学科は、他の履修計画に設定されているものとする。

第31条 学術的登録をとりため、補充学期の学科は、第3学期として、計画され、報告される。

第四章 高等教育審議会

機能期間

第32条 高等教育審議会委員の任期は3年で、再選されることとなる。

高等教育審議会委員の新しい委員の選出

第33条 国内に出国している2つの新聞を通じ、審議会委員の機能期限の60日前までに高等教育国家指導局は、新しい代理人を選ぶ目的のために、「法律」の第46条にある各分野会議をとりよう、その分野を召集する。「法律」により機能している高等教育施設と法人同業組合は、選挙に関与する。

各分野の選挙団は、召集に関わる機関の法的代理人によって成り立つ。高等教育国家指導部は、各議会の委員会を、選挙に必要ならばそのものを調査する。

文部省とエルザルワトル大学は、内部規則により同時に代理人を指名する。

選ばれた任期を終えた代理人は、選挙の古い間まで代行人の指名が行われる間、その機能を果たす。

各分野・施設・団体は、いつでも審議会の代表者を代えることのできる
Fとし、代行者の任期が終つるまでの期間で、文部省と審議会に
認められた理由による。高等教育国家指導局は、各分野の議会を召
し、司会する。

文部省が、第一回高等教育審議会の前には委員の就任式をする。

議長と書記

第34条 高等教育審議会は、委員の中から議長を1人と書記を1人選出
する。

委員の特殊帰属

第35条 高等教育審議会の委員は、内部規定にある特殊帰属をもつ。

自分の役割り内のどんなテーマをも高等教育審議会に提案する資格がある。

高等教育審議会の正規委員と補充委員は、出席する協議会のFを、
体給法で示してある日である。

審議会の開会

第36条 高等教育審議会は、月に最低一回は、定期会議を開き、必要に
応じ、特別会議を開く。

両方の場合とも、議長は正規委員の多数の時前召集か、高等教育
国家指導局の請求による。

高等教育審議会が有効に開会するには、少なくとも5人の委員の
出席が必要である。

高等教育審議会の委員は、属する施設に直接影響を有する事柄の審議に参加できるが、決定投票を有することはできない。

高等教育審議会は、会議参加委員数の $\frac{2}{3}$ 以上の票で決定を下す。

記録簿

第37条 高等教育審議会は、書記の仕事として、各会議の審議内容と決定事項を明記する記録簿をもち、

会議の記録簿に、出席した高等教育審議会の代表委員は、サインをする。

役割りの執行

第38条 高等教育審議会は、研究と文部省の方針と役割りに関係する対策の提案のために、一 高等教育施設の評価活動の実行のようにな一 最高の自由と主導性をもち、

以上高等教育審議会は、文部省が依頼する事柄について調べ、意見を述べなければならない。

高等教育施設の権限

第39条 意見を公表しなければならない事柄についてより良く知るために、高等教育審議会は、当事者に書類と有益だと思われる説明を要請することができる。また、自分か代理人を使い、設備・帳簿・学術的記録簿の有益だと思われる検閲の要請を有することができる。

第四章 一時的処置

第一代高等教育審議会

第40条 1996年3月14日に就任した第一代高等教育審議会は、その任務を遂行し、3年間の機能を果たす。

一時的期間の検閲

第41条 高等教育国家指導部は、「法律」の第63条に示されている一時的期間、高等教育施設の機能の法的必要条件の履行を確保するために適当と思われる検閲を行うことができる。

建物設備についての一時的基準

第42条 高等教育施設の建物についての最終規定が公表された間は、文部省の建物設備部が国際基準の最低必要条件を元にしてその設備を評価する。

有効性

第43条 この決議は、官報に公布されたの日後から有効である。

大統領公邸に於いて所与：

サニカル・バドル

1996年8月9日

アルマンド カルテロニ ソル
共和国大統領

セニリア ガヤルド デ カーノ
文部大臣

④ 供与機材の貸借契約書

両者、Jose Benjamin Lopez Guillen、成人、歯科医、当市在住及び Eduardo Interiano、成人、医師、当市在住は、前者、エル・サルヴァドル大学代表を本契約の乙とし、後者、厚生省厚生大臣及び看護教育強化プロジェクト責任者を甲とし、国家の近代化政策に基づくエル・サルヴァドル国民の保健・医療サービスに貢献すべく、看護教育及び看護の質の向上を確認し、以下の条項に基づく公共資産の貸借契約を締結した。

I) 甲は乙に下記の機材の使用および活用を委託する。

数量	機材名	メーカー	型式	登録番号
----	-----	------	----	------

乙は、本人の職務と責任の下に、機材の維持管理と有効利用を条件に委託を受ける。

II) 乙は以下のことを守る。

- 1) 委託された機材は看護人材の養成の為のみに使用する。
- 2) 看護の演習と実習のために実習室を整備する。
- 3) 学習計画に基づく各医療機関での実習効果を高める。
- 4) 看護学生及び教師の科学、技術的知識を強化する。
- 5) 必要に応じて、学生の課外での復習にも活用する。
- 6) 機材を有効に使用するため管理システムを確立する。
- 7) 機材は、使用法の研修を受けた後使用する。
- 8) 最低、年2回厚生省管財課の監査を受ける。
- 9) 最低、年3回厚生省看護課の機材の適正使用に関する指導を受ける。
- 10) 機材を自分の財産にしない。

III) 乙が止むを得ない事情で看護教育を中断、又は止めた場合は、甲は、即座に委託した機材を通常使用による消耗を除き、もとの、破損の無い状態で回収する。反対の場合は、機材の破損分を弁償し、甲の財産目録の減価のために返却しなければならない。

IV) 本契約の期間は、1998年3月5日から10年間とする。

両者は、止むを得ない事情で本契約の履行が不可能となった場合、契約を解除し、両者の責任は問はないこととする。

1998年3月5日サン・サルヴァドル市において、上記に基づく原本及び写し5部に署名した。

乙
代表責任者

甲
厚生大臣



MINISTERIO DE SALUD PUBLICA Y ASISTENCIA SOCIAL
REPUBLICA DE EL SALVADOR, C. A.

Nosotros José Benjamín López Guillén, mayor de edad, Cirujano Dental, de este domicilio y Eduardo Interiano, mayor de edad, médico, de este domicilio, actuando el primero en carácter de representante legal de la Universidad El Salvador a quien en el presente Instrumento se le denominará el Concesionario, y el segundo actuando en representación del Ministerio de Salud Pública y Asistencia Social, en calidad de Ministro del Ramo y encargado de la conducción general del proyecto de Cooperación Técnica Fortalecimiento de la Educación para Enfermería, a quien en lo sucesivo se le llamará el Concedente; conscientes que es necesario mejorar la calidad de formación del recurso humano de Enfermería con el fin de que los servicios que brinda este personal responda con eficiencia y eficacia a contribuir solucionar las necesidades de salud de la población salvadoreña y en el contexto de la modernización del estado; convenimos en celebrar el presente contrato de concesión de bien público, el cual se regirá por las cláusulas siguientes: 1) El Concedente delega, al concesionario el uso y funcionamiento del equipo siguiente:

CANTIDAD	NOMBRE	MARCA	MODELO	INVENTARIO
1	CPU	IBM	APTIVA L-23	15360-384
1	MONITOR	IBM	APTIVA L-23	15364-382
1	TECLADO	IBM	APTIVA L-23	15366-392
1	IMPRESOR	IBM	APTIVA L-23	15359-332
1	FOTOCOPIADORA	XEROX	5828	18310-131
1	IMPRESOR/MIMEOGRAFO	RISOGRAF	TL-1510	16328-083
1	FAX	PANASONIC	KX-F1050	16311-168
1	TELEVISOR 21 PULG. CVHS		KV-21 VM5MT (JE)	15350-094
1	CAMARA PARA VIDEO		CCD-TR403 (JE)	16305-007
1	PANTALLA		3060 m	16332-087
1	PARLANTE		SS-SR15	16216-192
1	MICROFONO SIN CORDON		IFK-VIK	16214-113
1	RADIOGRABADORA		CX-90W	16208-253
1	ESQUELETO DE BASE METALICA	KYOTO	A14 FEMALE SC16	16406-092
1	MODELO ANATOMICO	KYOTO	A9 FEMALE G130	16406-100
1	MODELO CORAZON	KYOTO	A9 TIPE- B	16406-108
1	MODELO DE ETAPAS DE DESARROLLO FETAL	KYOTO		16406-116
1	CARTELE ATLAS DE ANATOMIA	A. ANATOMICAL	A115 B	16406-124
3	CAMAS ESPECIALES CON COLCHON	MEDICAL PRODUCT.	6010 M	15614-1353
	CAMAS ESPECIALES CON COLCHON	MEDICAL PRODUCT.	6010 M	15614-1354
	CAMAS ESPECIALES CON COLCHON	MEDICAL PRODUCT.	6010 M	15614-1355
2	BIOMBOS DE 3 COMPARTIM. C/RODOS	J. B. CALL	2904	16510-2093
	BIOMBOS DE 3 COMPARTIM. C/RODOS	J. B. CALL	2904	16510-2094
2	MESAS PARA ALIMENTACION DE PACIENTES	J. B. CALL	3400	15330-30662
	MESAS PARA ALIMENTACION DE PACIENTES	J. B. CALL	3400	15330-30663
3	MESAS METALICAS CON RODOS	J. B. CALL	UMF 6540	15330-30678
	MESAS METALICAS CON RODOS	J. B. CALL	UMF 6540	15330-30679
	MESAS METALICAS CON RODOS	J. B. CALL	UMF 6540	15330-30680

2	ATRILES METALICOS CON RODOS	J. B. CALL	1315-48	16510-2109
	ATRILES METALICOS CON RODOS	J. B. CALL	1315-48	16510-2110
1	CUNA PLASTICA PARA RECIENTE NACIDOS	UMF	8538	15632-438
1	MANIQUEI PARA TÉCNICAS BASICAS	KYOTO	M57	16406-132
1	SIMULADOR BRAZO P/TOMA MUESTRA DE SANGRE	KYOTO	M50a	16406-140
1	MAQUETA P/ SIMULAR INYECCIONES IIM	KYOTO	MN20	16406-043
2	SIMULADORES P/ ENEMA CATETERISMO	KYOTO	52	16406-052
	SIMULADORES P/ ENEMA CATETERISMO	KYOTO	52	16406-053
1	MANIQUEI DE MUJER EMBARAZADA	KYOTO	F16	16406-068
1	MANIQUEI PARA RESUCITACION C.R. ADULTO	KYOTO	M7	16406-076
			LITTMAN	
7	ESTETOSCOPIOS	3M	CLASIC II	SIN NUMERO
2	ESTETOSCOPIOS 4 VIAS	KYOTO	X10	SIN NUMERO
7	TENSIOMETROS ANAEROBICOS		ACURA RDF	15664-1651
	TENSIOMETROS ANAEROBICOS		ACURA RDF	15664-1652
	TENSIOMETROS ANAEROBICOS		ACURA RDF	15664-1653
	TENSIOMETROS ANAEROBICOS		ACURA RDF	15664-1654
	TENSIOMETROS ANAEROBICOS		ACURA RDF	15664-1655
	TENSIOMETROS ANAEROBICOS		ACURA RDF	15664-1656
	TENSIOMETROS ANAEROBICOS		ACURA RDF	15664-1657
2	ESTETOSCOPIOS 2 VIAS			SIN NUMERO
1	MEDIDOR DE TALLA Y PESO	HEALTH O METER	402 KL	15641-532
1	TAZON DE ACERO INOXIDABLE	POLAR	PLU 660	SIN NUMERO
1	TAZON PARA COLOCAR PINZA	POLAR	PLU 2382	SIN NUMERO
1	PINZA DISECCION SIN GARRA	POLAR	PLU 903	SIN NUMERO
1	DEPOSITO DE ACERO INOXIDABLE C/TAPAD.	POLAR	PLU 2379	SIN NUMERO
2	VANILLA ARRIONADA DE ACERO INOXIDABLE	POLAR	PLU 1484	SIN NUMERO
1	VASO DE ACERO INOXIDABLE 250 ML.	POLAR	PLU 580	SIN NUMERO
1	DEJEJA CON TAPA	POLAR	PLU 1056	SIN NUMERO
1	CARTON DE CURACIONES	UMF	8205	16510-2125
2	RETROPROYECTORES PORTATILES	3M	2770	16314-308
	RETROPROYECTORES PORTABLES	3M	2770	16314-309
1	MANIQUEI PRESUCITACION NEONATO	KYOTO	M11	16406-084

LISTA DE BIBLIOGRAFIA

CANTID.	TITULO	AUTOR	EDITORIAL
1	ADMINISTRACION DE LOS SERVICIOS DE SALUD DE ENFERMERIA	PEREZ SOSA ARTEMIO	TRILLAS, EDITORIAL
2	ADMINISTRACION EN SALUD PUBLICA	SAN MARTIN HERNANDEZ	PRENSA MEDICA MEXICO
1	ADOLESCENCIA	GRINDER ROBERT E.	LIMUSA S. A. DE C. V.
1	ANATOMIA Y FISIOLOGIA HUMANA	JACOB STANLEY W.	McGRAW HILL/INTERA
2	APRENDIZAJE Y ENSEÑANZA	STONES E.	LIMUSA S. A. DE C. V.
1	APRENDIZAJE Y FORMACION EN PEDAGOGIA POR OBJETIVOS	BERBAUM JEAN	FONDO D. CULT. ECONOMI
2	ATLAS DE ANATOMIA HUMANA	LOPEZ ANTUNEZ LUIS	McGRAW HILL/INTERA
1	BIOESTADISTICA	WAYNE DANIEL W.	LIMUSA S. A. DE C. V.
1	BASES CIENTIFICAS DE LA ENFERMERIA	NORDMARK MADELYN T.	MANUAL MODERNO, EL
2	CUIDADOS INTENSIVOS EN EL ADULTO	ALSPACH JOANN GRIF	McGRAW HILL/INTERA
1	DICCIONARIO DE ENFERMERIA	ROPER NANCY	McGRAW HILL/INTERA

2	DICCIONARIO DE ESPECIALIDAD FARMACEUTICAS 1997.	ROSENSTEIN STER EMILIO	EDITORIAL CIENTIFICA P.L.M.
1	DICCIONARIO ESPAÑOL - INGLES	WILLIAMS EDWIN B.	McGRAW HILL/INTERA
1	DIDACTICA GENERAL I OBJETIVOS Y EVALUACION	RODRIGUEZ DIEGUEZ JOSE LUIS	ED KAPELUSZ (ES)
1	EDUCACION DE ADULTOS	GRABOWSKI STANLEY M.	TRILLAS, EDITORIAL
1	EDUCACION PARA LA SALUD	VARGAS DOMINGUEZ ARMANDO	McGRAW HILL/INTERA
1	ENFERMERIA CLINICA Y FARMACOLOGIA	WORLYE ELOISE	MANUAL MODERNO EL
2	ENFERMERIA DE QUIROFANO	BROOKS SHIRLEY M.	McGRAW HILL/INTERA
1	ENFERMERIA PARA LA SALUD DE LA COMUNIDAD.	LEAHY HATHLEEN	PRENSA MEDICA MEXICO
1	ENFERMERIA GINECOLOGICA Y OBSTETRICA	HAWKINS JOELLEN WATSON	HARLA (ME)
1	ENFERMERIA PRACTICA	SORRENTINO SHEILA A.	DOYMA LIBROS (ES)
1	ENFERMERIA SOCIAL	TINKHAN CATHERINE W.	LIMUSA S. A. DE C. V.
1	EPIDEMIOLOGIA	GUERRERO RODRIGO	SIST. TEC. D. EDICION
1	EVALUACION GUIA PRACTICA PARA PROFESORES	TENBRINK TERRY D.	NARCEA D. EDC. (ES)
2	FARMACOS EN ENFERMERIA	HAVARD MARGARET	MANUAL MODERNO EL
1	FUNDAMENTOS DE ENFERMERIA	ROSALES BARRERA SUSANA	MANUAL MODERNO EL
1	GUIA PARA EVALUAR EL APRENDIZAJE TEORICO Y PRACTICA	QUESADA CASTILLO ROCIO	LIMUSA S. A. DE C. V.
2	PLANIFICACION DE LA ENSEÑANZA	GAGNE ROBERT M.	TRILLAS, EDITORIAL
1	SUPERVISION EN LOS SERVICIOS DE ENFERMERIA	CRUZ-DONES ATILANA	PRENSA MEDICA MEXICO
1	LIDERAZGO Y ADMINISTRACION EN ENFERMERIA	KRON THORA E. T.	McGRAW HILL/INTERA
1	MANUAL DE PROCEDIMIENTOS BASICOS DE ENFERMERIA (3a. EDICION)	AÑORVE LOPEZ RAQUEL	DISTRIBUIDORA Y EDITORIAL
1	METODOLOGIA DE DISEÑO CURRICULAR PARA EDUCACION SUPERIOR	DIAZ BARRIGA ARCEO FRIDA	TRILLAS EDITORIAL
1	PSICOLOGIA EDUCATIVA	AUSUBEL DAVID P.	TRILLAS EDITORIAL
1	TRATADO GENERAL DE LA SALUD EN LAS SOCIEDADES HUMANAS 1-4	SAN MARTIN HERNANDE	PRENSA MEDICA MEXICO
1	TECNOLOGIA DIDACTICA	FERNANDEZ ADALBERTO	EDC CEAG (ES)
1	TRABAJO SOCIAL DE GRUPOS	CONTRERAS DE WILHELM YOLANDA	ED PAX MEXICO (ME)
2	URGENCIAS EN ENFERMERIA	POTTER DIANA ODELL	McGRAW HILL/INTERA

El concesionario, acepta lo que se le ha concedido bajo su cargo y responsabilidad; la conservación, mantenimiento y buen uso del equipo.


ii- El concesionario se compromete a:

- 1) Hacer uso exclusivo del equipo concedido para la formación de recursos humanos de Enfermería.
- 2) Implementar el laboratorio para la demostración y práctica de procedimientos de Enfermería.

- 3) Fortalecer el desarrollo de habilidades y destrezas en el eje clínico y comunitario de acuerdo al plan de estudio.
 - 4) Fortalecer la consolidación del conocimiento científico y tecnológico de los estudiantes y personal docente de Enfermería.
 - 5) Retroalimentar las habilidades y destrezas de los estudiantes de Enfermería en períodos extraordinarios (fuera del programado) de acuerdo a necesidades de éstas.
 - 6) Establecer un mecanismo de control que regule el uso adecuado al equipo.
 - 7) Hacer uso del equipo después de haber recibido la capacitación correspondiente, cuando éste lo amerite.
 - 8) Recibir auditoría por lo menos 2 veces al año de parte del Activo Fijo del Ministerio de Salud Público.
 - 9) Recibir monitoreo de parte de la Unidad de Enfermería del Nivel Central por lo menos 3 veces al año para asegurar una adecuada utilización del equipo.
 - 10) No incluir en sus activos fijos el equipo concedido.
- III. En caso en que el concesionario por cualquier circunstancia interrumpa o finaliza la formación de recursos humanos de Enfermería, el Concedente está facultado para recuperar inmediatamente el equipo asignado en el estado que lo recibe, es decir sin deterioro alguno, salvo aquellos causados por el uso normal y correcto; caso contrario responderá por los daños materiales que causen, debiendo devolver el equipo deteriorado para el descargo del inventario de bienes del Concedente.
- IV. El plazo del presente Contrato será de diez años, contado a partir del cinco de marzo de mil novecientos noventa y ocho.

Ambas partes acordamos rescindir de la presente concesión por causas de fuerza mayor que hagan su ejecución imposible, quedando en este caso sin responsabilidad ninguna de las partes.

En fe de lo anterior firmamos en un original y cinco copias de igual texto, el presente contrato en la ciudad de San Salvador a los cinco días del mes de marzo de mil novecientos noventa y ocho.


Concesionario
Representante Legal


Concedente
Ministro de Salud

JICA